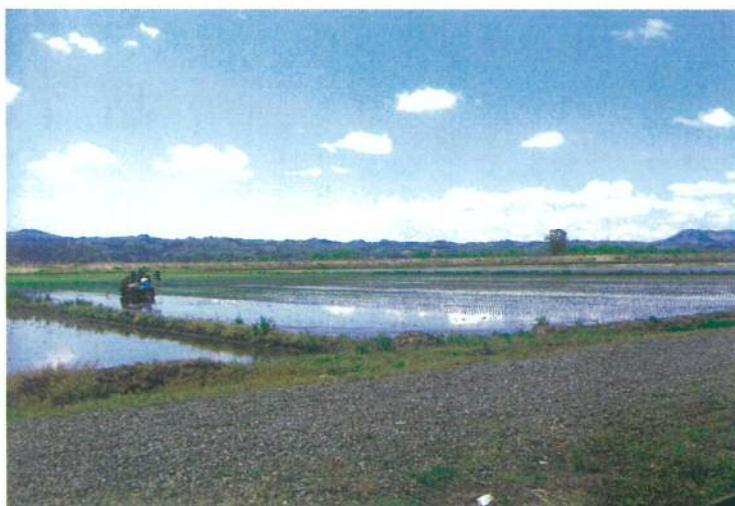


広報 土地改良区だより



田植え作業

編集・発行

大仙市大曲土地改良区
大仙市大曲西根字小館10
電話 0187-68-3031
FAX 0187-68-3733



補植作業

角間川地区担い手育成基盤整備事業による
大区画圃場 (1ha) 「200m×50m」

土地改良区の概況

受益面積	組合員数	総代数	役員数	職員数
915ha	923名	46名	理事 19名 監事 3名	3名



土地改良区のロゴマーク

農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区がこれまで果たしてきた役割、機能を改めて振り返ると共に多面的な機能の発揮など、国民が期待する新たな役割の実現に向けて、土地改良区が身近で親しみやすい組織として地域にそして広く国民に認知してもらうことを目的としています。

第3回 通常総代会挨拶

理事長 品 川 甚 一

本日第3回通常総代会を開催しましたところ、年度末のご多忙と三連休のなか多数ご参集いただきまして厚く御礼申し上げます。

日頃より土地改良区運営に対しましては、組合員共々ご理解ご協力を賜りまして、この席をおかりし厚く御礼申し上げます。

地球温暖化などと報道はされておりますが、この地域においては例年にはない大雪に見舞われまして、各々が除排雪にご難儀されたことと存じます。



いているなと実感しているところでもあります。

さて本土地改良区も合併後3年目に入つておりますが、これから新年度予算についてご審議いただことになりますが、合併前の集落説明会において、合併後の運営等に関するシミュレーションを示しております。それについても、現在それに向かって着実に進んでいふところです。旧角間川土地改良区事務所については、予定通りこの3月で閉鎖することとしておりま

すし、事務局体制についても当初五人おりましたが、3月までに二人が退職となり、四月からは実質三人体制となります。

事務職員が少なくなつて組合員に対するサービスが低下するのではないかという危惧の念もありますが、これについては各地区ごとに管理調整委員会を組織しまして、これを中心とした運営をすることとしておりますので、総代の皆さんにもご意見をいただきながらご協力下さるようお願いを申し上げます。また、退職される二名の職員には、これまでご難儀をおか

けしましたことに對しまして厚く御礼申し上げます。

本日は土地改良区合併後の初年

度でありました平成十五年度収支決算関係二十六件、平成十六年度収支補正予算案二件、更には平成十七年度収支予算案の審議をいたしましたが、合併当初には經常賦課金を反当あたり金二、九〇〇円程度と説明しておりまして、漸く三年目にしてそこまで引き下げることができました。

更に若干の余裕金もありますので、財政調整基金特別会計に積立しての運営に努めて参りたいと考えておき、暫くは經常賦課金を上げることなく運営できることを報告申し上げます。

次に維持管理関係であります

が、旧四土地改良区とも土地改良施設の違いから維持管理賦課金にも地域格差がございましたが、内容は議案の中で説明申し上げます。各地域の平成十七年度に工事を予定しているのは、内小友西部地区が岡崎溜池余水吐補修工事費五十五万円、内小友地区は中沢地域内の水路工事並びに太田頭首工補修を合わせまして三百十五万円、また角間川地域においては、昨年九月十七日に換地処分権利者総会を開催しまして、新地番の登記申請を行い六月には個人ごとに登

記完了する運びとなつております。

更には適正化事業ですが、新規加入として「大戸川頭首工」のユニットゲート補修を目的とした予定額八百五十万円の拠出金予算を計上しております。



また大川西根地区においては維持管理適正化事業により揚水機場の外壁塗装並びに高架水槽の交換工事三百七十万円を予定しております。

加えて農業水利施設保全対策事業という県営事業でございますが、国、県の補助率75%地元負担25%の工事を予定しており、その予算を計上します。

なお地元負担25%のうち、更に10%は市からの補助をいただき最終的には、15%負担となるもので

この事業の内容は吐出水槽内部の劣化による亀裂部分の補修、あるいは防御フェンスの交換などを行うもので、事業費一千百五十万円で施行する事としております。その他まだございますが、本日提案の議案につき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

通常総代会開催

議長に小山卓見氏(大川西根)を選任し、平成十五年度決算、平成十六年度補正予算案、平成十七年度予算案など提出議案五十件がすべて承認可決されました。



仲村力夫氏
土地改良功労者表彰

本土地改良区副理事長の仲村力夫氏は、昨年十一月一日開催の秋田県土地改良事業推進大会の席上において、土地改良事業功績者として個人表彰を受けられました。仲村氏は旧角間川土地改良区時に、理事長として率先して地域要望のあつた

去る三月二十日、大川西根総合センターにおいて、第3回通常総代会が開催されました。



議長に小山卓見氏(大川西根)を選任し、平成十五年度決算、平成十六年度補正予算案、平成十七年度予算案など提出議案五十件がすべて承認可決されました。



維持管理体制の
内容について

土地改良施設
管理推進啓発

土地改良施設の維持管理は、各地域別に維持管理調整委員会を設置しており、この中で維持管理の補修工事および新規事業等について計画されます。

地域の要望等ありましたら、土地改良区事務所又は地区の調整委員会にお知らせ下さい。

(委員長)

内小友西部	佐藤秀一氏
角間川	栗林正夫氏
大川西根	間瀬堅一氏 判田勝補氏

このため保育園、小学校低学年程度の児童が理解し易いようにアニメーションDVDを作成し、農業水利施設の役割と危険性、ゴミ問題、それを管理している土地改良区や地域住民の活動、そして農業用水を利用して作られた、ふれあえる安全な水辺のビオトープや親水公園などの多面的な機能の重要性を描いています。

このDVDは二十分程度に編集していますが、ご覧になりたいかたは、土地改良区までお知らせ下さい。

農業用水をはじめ農業水利施設は、古くから私たちの生活を支える農産物の生産に欠かせない重要な役割を担っています。しかし近年では、農村の都市化が進み、子供たちの身近にある農業水利施設は、実生活とは遠い存在になりつつあります。

財務状況の公表

平成15年度歳入歳出決算書

「一般会計収支決算書」

収入 一金 71,479,651円也
 支出 一金 38,545,796円也
 収支差引残高 32,933,855円也 (翌年度へ)

(収入の部)

	科目	決算額	予算額	比較増減	付記
1	経常賦課金	28,283,274	27,869,000	414,274	10aあたり 3,100円
2	補助金	1,200,000	1,200,000		事務助成 大曲市
3	諸収入	31,581,149	31,524,000	57,149	国交省預かり金
4	区債借入金	10,000,000	5,000,000	5,000,000	特別会計より
5	繰越金	415,228	500,000	△ 84,772	前年度繰越金
	合計	71,479,651	66,093,000	5,386,651	

(支出の部)

	科目	決算額	予算額	比較増減	付記
1	事務費	27,386,296	28,326,400	△ 940,104	運営費、会議費他
2	区債借入金	10,000,000	5,000,000	5,000,000	特別会計へ
3	繰出金	1,159,500	1,159,500		役員、職員特別会計
4	予備費	0	31,607,100	△ 31,607,100	
	合計	38,545,796	66,093,000	△ 27,547,204	

「特別会計積立金収支決算書」

種別	収入		支出		次年度繰越
	決算額	予算額	決算額	予算額	
転用決済積立金	178,256	100,100	0	100,100	178,256
役員退任慰労積立金	259,500	260,000	0	260,000	259,500
職員退職給与積立金	900,000	901,000	0	901,000	900,000
合計	1,337,756	1,261,100	0	1,261,100	1,337,756

「地区別特別会計収支決算書」

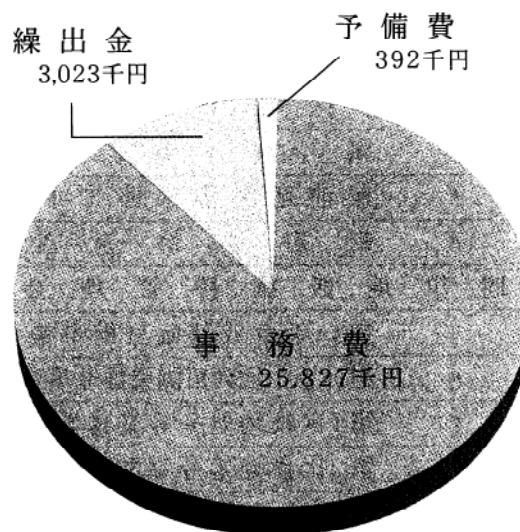
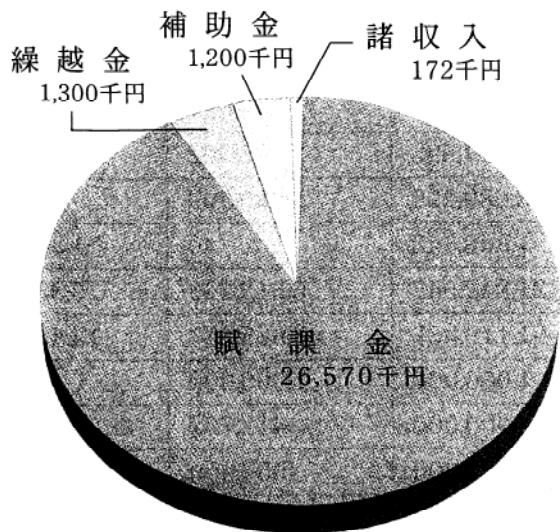
種 別	収入決算額	支出決算額	次年度繰越
内 小 友 西 部 地 区 維 持 管 理 会 計	2,395,752	1,002,685	1,393,067
〃 烏 越 沢 土 地 改 良 事 業 会 計	537,909	498,971	38,938
〃 烏 越 沢 溜 池 排 水 路 工 事 会 計	2,713,100	2,713,100	0
〃 旧 九 十 九 沢 土 地 改 良 区 負 担 金	362,071	338,580	23,491
内 小 友 地 区 維 持 管 理 会 計	9,026,933	5,619,681	3,407,252
〃 賦 課 金 会 計	2,747,995	2,485,562	262,433
〃 館 前 地 区 排 水 路 工 事 会 計	3,689,299	3,689,299	0
〃 転 用 決 済 金 会 計	1,308,843	0	1,308,843
角 間 川 地 区 維 持 管 理 会 計	21,842,547	6,512,245	15,330,302
〃 扱い手育成基盤整備事業会計	61,119,837	48,665,878	12,453,959
〃 扱い手土地利用調整推進事業会計	1,000,000	1,000,000	0
〃 第1区換地処分等業務委託会計	4,000,000	412,722	3,587,278
〃 第2区換地処分等業務委託会計	557,000	557,000	0
〃 機 械 積 立 金 会 計	2,488,049	0	2,488,049
〃 繰 上 償 還 金 会 計	37,727,286	0	37,727,286
〃 農 地 利 用 集 積 実 践 事 業 会 計	12,812,019	12,812,019	0
〃 維 持 管 理 適 正 化 事 業 会 計	2,300,000	2,300,000	0
大 川 西 根 維 持 管 理 会 計	27,130,155	21,310,975	5,819,180
〃 財 政 調 整 基 金 会 計	3,312,304	0	3,312,304
〃 償 還 決 済 金 会 計	14,182,948	861,714	13,321,234
〃 大 嶋 野 償 還 積 立 金 会 計	7,636,903	0	7,636,903
合 計	218,890,950	110,780,431	108,110,519

財 産 目 錄 平成16年5月31日調整

資 産 の 部		負 債 の 部	
摘要	金 額	摘要	金 額
1. 流動資金	76,558,598	1. 長期負債	506,964,055
現 金 及 び 預 金	76,558,598	農林漁業金融公庫	499,764,055
2. 未収賦課金	1,247,978	秋田おばこ農業協同組合	7,200,000
過 年 度 未 収 金	1,247,978	2. 短期負債	65,823,532
3. 特定資産	65,823,532	財政調整基金	3,312,304
財政調整基金	3,312,304	償還決済積立見返預金	58,685,423
償還決済積立見返預金	58,685,423	農地転用決済積立預金	178,256
農地転用決済積立預金	178,256	機械積立見返預金	2,488,049
機械積立見返預金	2,488,049	役員退任慰労積立見返金	259,500
役員退任慰労積立見返金	259,500	職員退職給与積立見返金	900,000
職員退職給与積立見返金	900,000	負債合計	572,787,587
4. 基本財産	2,120,500		
土地改良事業振興基金	1,870,000		
出 資 金	250,500		
5. 固定資産	3,263,700		
土地(大曲西根字小館10) 建物(プレハブ書庫)	3,263,700	固定資産評価額	
資 产 合 計	149,014,308		

平成17年度一般会計歳入歳出予算

歳入 一金29,242,000円也 · 歳出 一金29,242,000円也



平成17年度一般会計歳入歳出予算総括表

	種別	歳入予算額	歳出予算額
「共通会計」			
1	財政調整基金会計	2,500,100	2,500,100
2	農地転用決済金会計	758,500	758,500
3	役員退任慰労積立会計	778,600	778,600
4	職員退職給与積立会計	3,164,300	3,164,300
「地区別会計」			
1	内小友西部地区維持管理会計	3,797,200	3,797,200
2	内小友地区維持管理会計	11,747,000	11,747,000
3	" 転用決済金会計	1,447,000	1,447,000
4	角間川地区維持管理会計	44,856,000	44,856,000
5	" 財政調整基金会計	3,000,100	3,000,100
6	" 機械積立金会計	2,815,000	2,815,000
7	" 繰上償還金会計	37,240,000	37,240,000
8	大川西根地区維持管理会計	30,000,000	30,000,000
9	" 財政調整基金会計	4,812,100	4,812,100
10	" 償還決済金会計	16,938,000	16,938,000
11	" 大嶋野償還積立金会計	12,725,000	12,725,000
	合計	176,578,900	176,578,900

平成17年度土地改良区賦課金表

(10a当たり)

* 一般 経常賦課金

「全受益地一律」 2,900円

* 特別賦課金

内小友西部地区

(1) 維持管理費	1,900円
(2) 鳥越沢土地改良事業費	3,000円
(3) 九十九沢負担金	3,500円
(4) 鳥越沢溜地工事費	1,000円

内小友地区

(1) 維持管理費	4,400円
(2) 償還負担金	2,500円

角間川地区

(1) 維持管理費	2,300円
(2) 償還負担金(扱い手事業圃場分)	7,500円
(3) 償還負担金(扱い手事業畠地分)	3,750円

大川西根地区

(1) 維持管理費	3,300円
(2) 償還負担金(圃場整備大嶋野分)	5,692円

納付期日 平成17年6月21日

納付期限 平成17年10月31日

納付場所 おばこ農協管内(支所・出張所)

土地改良法第39条、定款第29条の規定により賦課金を未納した場合は、延滞利子の14.6%が加算されます。また督促状を発せられた場合は、地方税の例により滞納処分の対象となりますので、未納のないよう早めの納付をお願いします。

★ 納入通知書を受け取ったら、賦課面積・金額を確認してください。

もし間違いがあった場合には、納付期限1ヶ月前までに申し出てください。

★ 通知書発行後、7月末までに全額納入いただきますと粗品を差し上げます。

各地域の土地改良施設

維持管理事業(工事および補修)

土地改良施設の重要性を鑑み、平成17年において各地域の土地改良施設の維持管理にかかる事業並びに補修工事が計画および予定されております。また春の雪解けを待って、すでに実施されたものもあります。

◎内小友西部地区(内小友岡崎溜地余水吐修復工事)

内小友岡崎ため池は、堤体そのものが軟弱であり、堤高も低いことから周辺の被害防止並びに安全面と機能維持のため、貯水量調整のための余水吐改良工事を行い溜池施設の保護保全に努めるものである。



余水吐修復工事

◎内小友地区(中沢用水路および太田頭首工改良工事)



内小友地区では、年次計画的に用水路の改良工事を実施しています。これは旧来からの土水路のため、用水効率が悪く、また溝畔の決壊なども見られることから、水路のコンクリート装工をすることにより、通水機能の回復を図るもので、また農道を挟んで対する田圃にはパイプ横断することにより、道路幅員が広がり車両の交互交通も可能となりました。

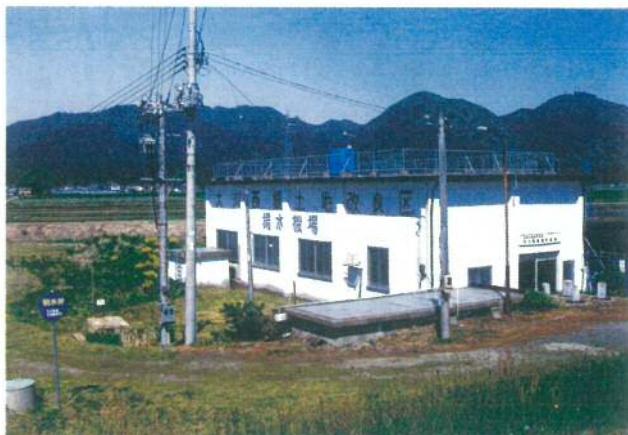
太田頭首工ゲート補修



◎大川西根地区(吐出水槽改修工事および揚水機場外壁塗装工事)

大川西根地区では、パイプライン用水にかかる重要施設である「大川西根揚水機場」および「吐水水槽」の改修工事を今秋に予定しています。

揚水機場の建屋は、造成後30年を経過しており外壁も傷んでいる状況が見られることから、国、県補助事業(土地改良施設維持管理適正化事業)によって、外壁全体の塗装工事並びに高架水槽の交換を予定しています。また吐出水槽については、本施設造成後は同様年数を経過していることから、水槽内の経年劣化が見られます。また防御フェンスも同じように経年による腐食等があることから、国、県、市補助事業(農業水利施設保全対策事業)により、補修並びにフェンスの全面更新を行い周辺への安全対策および施設の保全に努めるものです。



大川西根揚水機場



吐出水槽とフェンス

県営かんがい排水事業(小友川地区)

本事業は旧大曲市、平鹿郡大森町の一部を（受益面積・852ha）流下ののち、雄物川と合流する一級河川小友川の改修をしているもので、これはそもそも連節ブロックの流出決壊が進み泥土の堆積と群生した雑草により通水能力が著しく低下しており湛水被害が発生していたことから、本事業により河川改修して農業経営の向上を図ることを目的としております。

平成11年度より実施されており、総延長3,200mのうち昨年度まで2,350mが完了しています。なお今年度は大曲西道路を交差する上流部まで、345mが実施されることになっています。



完了した河川



今年度の予定箇所

こんな場合は必ず手続きをしてください

一、組合員資格に移動があつた場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う經營移譲をした場合には、組合員資格を喪失しますので土地改良区への届出が必要となります。

二、農地転用する場合

又土地の移動更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要となります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑、新たに取得する人の印鑑も必要になりますので、そのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いします。

三、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す場合は土地改良区の承認と契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。
またその他の土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要です。

おしらせ

農地転用する場合は、土地改良区への決済金を一括で納入することになります。

農地法第4条による転用、第5条による転用によって決済額が異なります。
平成十七年度の決済額は次のとおりです。

「一〇アール当たり」

*農地法第四条申請

経常決済金

一一〇,〇〇〇円

*農地法第五条申請

経常決済金

一七五,〇〇〇円

*その他各地域別による事業
費償還金一括決済

かんがい期(5月～8月)は満水状態で送水しています。
給水栓等の無理な締めすぎ、又水路転落事故などない様に注意しましょう。

また水路に刈草・ゴミなど落とさない流さないように、お互い気を付けましょう。

農地改良の場合

農地を改良(盛土改良等)するときは、農業委員会の許可が必要です。
この改良には、道路あるいは用排水路との境界確認と盛土の工法確認も必要です。事前に土地改良区にもお知らせ下さい。

滞納賦課金は新しい耕作者が負担

農地の移動、売買等の場合、賦課金滞納の土地を買いますと法律

の規定により、買った人が滞納金を全部支

払いをするよう義務付けられております。

必ず売買するときは、土地改良区に

滞納があるかどうか確かめてから売

買契約をするように注意して下さい。

